

議員全員協議会会議録

令和 2 年 6 月 4 日

宮 古 市 議 会

令和2年6月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(6月4日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
協議事項(2)	3
協議事項(3)	6
閉 会	10

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和2年6月4日（木曜日） 午前10時00分

場 所

市議会 議場

○

事 件

〔協議事項〕

- （１）専決処分事項について
- （２）６月定例会議における新型コロナウイルス感染症関係の議員全員協議会の運営について
- （３）新型コロナウイルス感染症にかかる常任委員会の調査研究活動の進め方について

出席議員（22名）

1番	白	石	雅	一	君	2番	木	村		誠	君	
3番	西	村	昭	二	君	4番	畠	山		茂	君	
5番	小	島	直	也	君	6番	鳥	居		晋	君	
7番	熊	坂	伸	子	君	8番	佐々	木	清	明	君	
9番	橋	本	久	夫	君	10番	伊	藤		清	君	
11番	佐々	木	重	勝	君	12番	高	橋	秀	正	君	
13番	坂	本	悦	夫	君	14番	竹	花	邦	彦	君	
15番	長	門	孝	則	君	16番	落	合	久	三	君	
17番	松	本	尚	美	君	18番	加	藤	俊	郎	君	
19番	藤	原	光	昭	君	20番	田	中		尚	君	
21番	工	藤	小	百	合	君	22番	古	舘	章	秀	君

欠席議員（0名）

なし

議会事務局出席者

事務局 長 下島野 悟 次 長 松 橋 かおる
主 査 前 川 克 寿

開 会

午前10時00分 開会

○議長（古舘章秀君） おはようございます。ただいまから、全員協議会を開催します。ただいまの出席は22名でございます。会議は成立しております。それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 専決処分事項について

○議長（古舘章秀君） 協議事項の1、専決処分事項について、を橋本議会運営委員会委員長から説明願います。
橋本議会運営委員会委員長。

○委員長（橋本久夫君） それでは専決処分に関する事項につきまして、先般、各会派のご意見を伺っております。そのことにつきまして、資料1の①という資料がございます。復興を考える会さん、ネクストみやこさん、尽政クラブさん、新風クラブさん、産振会さん、公明党さん、無所属クラブさん、日本共産党さん、8会派からご意見をいただきました。まず結果として、追加するべきでないという意見で結論を出させていただきました。

このことを受けて、議会運営委員会で協議いたしました結果、皆様のお手元でございます、資料の協議（1）②におきまして市長の先決処分事項の追加にかかる意見についてまとめさせていただきました。結論から行けばご意見の趣旨は、インフルエンザ等対策特別措置法第32条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言公示その他同等の緊急事態の際に必要な歳入・歳出予算の補正を地方自治法第180条第2項の規程に基づく市長の専決処分事項に追加指定することを希望するものでした。このことの是非について、議員全員協議会で検討したところ、上記の事項は法が想定している議会の権限に属する経緯な事項とみなすことができないことから、追加指定は行わないという結論に至りました。なお、検討の中で緊急事態下での議会運営についても議論があり市民の生命及び健康並びに生活を守るために緊急の開会要請があった場合に、通年議会の制度を活用し速やかな臨時会議の開会に努力することを全員で確認したことを申し添えます。というような回答で、これは議長名で山本市長あてに提出したところでございます。このことにより追加指定は行わないとの結論に至りましたことを報告させていただきます。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） ほかになければ、この件についてはこれで終わります。

○

説明事項（２） 6月定例会議における新型コロナウイルス感染症関係の議員全員協議会の運営について

○議長（古舘章秀君） 次に、協議事項の2、6月定例会議における新型コロナウイルス感染症関係の議員全員協議会の運営についてを議題とします。橋本議会運営委員会委員長から説明があります。

橋本議会運営委員会委員長。

○委員長（橋本久夫君） はい。新型コロナウイルス感染症にかかる議員全員協議会の説明についてをご報告させていただきます。このことは全員協議会でもお示ししたことでございますが、今般の一般質問の取り下げによる代替措置といたしましての全員協議会の開催のことでございます。

まず、今回は開催にあたっては、市の新型コロナウイルス感染症への対応のための職員の負担軽減と時間の捻

出、２点目、感染症予防のための議会の会議及び会議期間の短縮を目的とするものでございます。方針といたしまして、上記の目的を達成するために、次の方針に基づき協議会を運営いたします。

①市長出席の場であるため今後の対策について政策判断を問う内容となるように努めるもの。②説明員の入室制限を行っているため詳細な数値の確認などは避けるように努めること。このような方針で進めていきたいと思ひます。３点目、質疑の対象といたしまして、質疑の対象は、市の所管する一般事務のうち新型コロナウイルス感染症に関する条例、各種事業に関することとしたいと思ひます。４点目、協議会での発言のルールでございます。発言時間は１人につき２０分以内としたいと思ひます。発言回数は議員１人につき１回といたします。発言の順番は、質疑事項の事前提出の合った議員のなかから議長の氏名により決定することといたします。５点目、このことについて質疑事項の取りまとめについて運営するものでございます。短時間で効率的な会議運営を行うため質疑事項の取りまとめを行うことといたします。質疑事項は、指定の様式を用いて委員ごとに事務局に提出するものです。期限は６月１０日の正午となっております。文案等は総括質疑で提出する通告書程度の内容を想定していただきたいと思ひます。また各会派での所属議員間の質疑の重複を避けるように調整を行うことをお願いするものでございます。これが先般の議会運営委員会で話し合いました今度の全員協議会の運営の仕方のルールになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、全員協議会もこの会場でやるわけですが、議会中継としての一般質問と同じで、中継も入ることを申し添えておきます。

○議長（古舘章秀君） 説明がおわりました。この件について何かご質問があれば挙手願ひます。

田中尚君。

○２０番（田中尚君） いただきました資料の中の４、発言のルールについて。ここは従来予算委員会、特別委員会、現在の審議方式になってからは１人２０分以内、答弁を含むという形を引用したものとされますが、予算決算特別委員会においてはですね、２巡を含むという中での２０分というふうに私は理解をしております。

今回、一般質問を取り下げてそれにかわる方法として、ある程度交通整理もしながら全員協議会の開催というご説明・提案をいただいておりますので、だとするならば発言の回数が議員１人につき１回ということであるとするならば、私はここは２０分になぜしたのか、次の項目との関連もありますけれども、私は３０分にすべきではないかという提案を申し上げたいと思ひます。以上です。

○委員長（橋本久夫君） この２０分につきましては、予算委員会の時間を設定させていただいたものですが、この３０分についてもご意見として承りながら協議、その皆さんにお諮りすることになると思うんですが。一応議運案ですけど、了解していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○２０番（田中尚君） ですから、いかがでしょうかではなくて、いかがでしょうかという説明のもとに３０分にすべきだと提案していますので、それ以上のものはないと思ひますんで。

○議長（古舘章秀君） ただいま田中尚君から３０分にすべきという提案がありましたが、この件につきましては議員全員が質問するという前提で２０分となった経緯があり、その趣旨のとおり時間の捻出という意味合いからも含めて、そういう形で議論されたとは私は記憶しておりました。そういったことで、提案はいただきましたが、２０分に対応していただきたいなという私からのお願いでございます。

田中尚君。

○２０番（田中尚君） 従来、一般質問の発言者はですね、大体定例会ごとに定数の半分以上の方が質問通告を

して行っております。今回はそれを取り下げる代わりに、全員にその発言の場を補償したいので20分だということなんですが、過去の実績からして全員協議会で全員が質問するというふうな前提で組んだ、私は承諾しております。だけど逆にそうじゃなかったらば、どうするのっていうことも出てくるわけですね。その分だけ早く終わることになるんですよ。そういった意味からすると、そこは一般質問にいわば代わる措置としての全員協議会、本来代わるものではないということは、もちろん自明のことですけれども、そのうえで20分では短過ぎるという印象があります。特にコロナを対象を限定したんですが、あくまでも市長ですか、市長が部長や課長に答弁をゆずるということはないですね。そこを確認したいと思います。

○議長（古舘章秀君） 政策的なものは、基本的には市長が当然するということです。あと補足等が必要な部分については担当部長ということになると思います。

田中尚君。

○20番（田中尚君） 私の意見と提案は以上です。問題意識もそういうことですので、ここは全員協議の場ですので、皆さんの今後の議論の推移を尊重したい。以上です。

○議長（古舘章秀君） 今、田中尚君から提案がありましたが、この件についてご意見をいただきたいと思います。

落合久三君。

○20番（田中尚君） 端的に言えば従来一般質問の人数を踏まえて、仮に10時から開会をして夕方5時まで、途中休憩をはさむわけですが、そのところを、単純な言い方しますが、10時から5時まで昼飯時間を除くと大体360分あるわけです。1人30分で考えると、12人が発言できる。答弁を含めてね。午後の休憩ちょっと省略して。だからそういう意味では、そんなに1日で大体終わるんでないか、過去の実例から言ってもそう言えると思いますので、私も20分はね、ちょっとそういう意図はお互いにはないと思うんですが、ちょっと答弁その他が長くなると、本当にあっという間に終わるんで、我々質問する側がちゃんと会派でも相談して、要領よく簡潔にする努力はするにしても従来の20分は本当に一つそういう展開はやめにして、30分でやっても5時まで、5時すぎちょっとまででも12人は消化できるので、私も無理くり30分でやるかどうかは別にして、ある程度ちゃんと市長の政策判断を聞いて意見交換をするっていう点ではね、30分やったほうがいいんじゃないかというふうに私も思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかに。長門孝則君。

○14番（長門孝則君） 全議員の質問を想定しての20分ということなようですけども、委員会の場合と同じように、1人20分にして状況によっては2巡、2回目まで認める。そうした方がいいのかなと。実際問題として全議員のうち何人質問するかわかりませんが、そう多くはないのではないかな、そういうふうに思いますので、20分にして2回目、2巡まで認める、状況によっては。それはまあ議長の判断になりますけども。そういう弾力性を持ってもいいのではないかと。そういうふうに思います。以上です。

○議長（古舘章秀君） そのほかにございませんか。ただいま20分の2巡と、30分にすべきという案がでおりますが、皆さんのご意見、さらにお伺いしたいと思います。

田中尚君。

○20番（田中尚君） 長門議員の方からは、状況に応じて2巡目を許せば20分でいいのではないかというお話ございましたけれども、私の受け止めは全く違います。今回は1回きりで終わるということを考えたときに、そこは30分以内上限でっていうふうに判断をしての発言でありますので、ちょっと私は残念ながら賛同できな

いということを申し上げたいと思います。なおかつ30分にしたら皆が30分やるという保証もないわけですから、議会は言論の場ですから、全員が発言することは大いに歓迎すべきことでありますし、そのことを踏まえたとしても、30分が必要ではないかということで提案させていただきますので、ほかの方、議連のメンバーの方を除けば、会派を出してるところは、いずれ議連で発言した中身が会派の意見ということになるかと思えますので、議連に選出していない他の方の意見を議長の方はうまく引き出していきたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○委員長（橋本久夫君） 議連では20分1回というルールご説明いたしました。確認いたしましたが、もしこの全協の場で皆さんの方で30分もしくは20分がいいのかということは、この場で協議させてもらえれば思っております。

○議長（古舘章秀君） ただいま議会運営委員長のほうから、この場で決めて欲しいという要請がありましたので、この場でこの件については決めたいと思いますが、賛否というのはなかなか難しいですが、これは合意形成の場ですので皆さん、それぞれ意見を出していただいて、意見の多い方向で決めるというのはいかがでしょうか。賛否ではないんですが。

松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい。要約しますと20分2巡目もということか、30分1回ということのようですが、私は今回の一般質問に代わって今回の全員協議会で、当局とコロナいうふうに限定してということですが、職員が一般質問に関わる事務負担を軽減するという意味では、まず1日でということが前提ですから、まず、20分2回でも40分マックスということになりますけれども、会議時間の10時5時をもっと柔軟に解釈すれば、可能ではないかなというふうに思われますので、これは2日、3日かかるということになれば、一般質問に代わるものということで、取り下げた是非も問われますから、まず1日で会議時間にこだわらず私は20分、場合によっては2巡目も可能ということには賛成したいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 議連に出していない公明党の小島議員の意見もお聞きしたいと思います。

小島直也君。

○5番（小島直也君） はい、私は30分で1回限りにしていかなければ、15分で終わる人も20分で終わる人も出たりして、人数を通告の時点で人数が分かるわけですが、きょうの時点では人数はわかりませんよね。ですから1人1回のチャンスで30分までとしていいかと思います。

○議長（古舘章秀君） そのほか、皆さんご意見は。

田中尚君。

○20番（田中尚君） 先ほど私、発言の中で紹介したように、これは議連の皆さんの総意としての協議内容と受け止めをしております。したがって議連には会派の代表の方が望んでいますので、議会の従来の物事の決め方のルールとして、初めからそういった意味では議連が提案した中身についてですよ、多数はもう形成されているわけですから、そういった意味では私も、そこは理解したうえであえて固執しませんよ。

ただ、協議の場ですから、皆さんが改めて議連のメンバーの皆様も含めて、委員長の方からは必ずしも固執をしないというふうな答弁がありましたけれども、そこは我々はいまコロナ問題でどう対応するのかということも含めて、一般質問は取り下げしようという判断をしました。これについては大変なハレーションも起きておりまして、私自身のところにも取材あったりですね、いろんな反響が生まれてるんです。それはそれとして、そういうこともあろうかなと思うんですが、問題は全員協議会の開催目的と、議会の役割発揮という

ことを考えたときに、最初に議運の委員長の方から説明がなかったわけでありますけれども、全員に発言をもとめる、保証する形で20分1回ということになると、これも私は合理性があるなと思っております。したがって私は冒頭発言したようにそう思うんだけど固執はしませんよっていうのは、そういう意味ですよ。よろしくをお願いします。

○議長（古舘章秀君） ちょっと休憩させていただきます。議会運営委員会で協議したいと思いますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

○

○議長（古舘章秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会で協議した結果について、議会運営委員長のほうから説明願います。

○委員長（橋本久夫君） はい。それは発言時間につきましては、冒頭、やはり20分で皆さんを保障するという
ことで、お示しをさせていただきました。基本的には1日で終わる計算上での20分です。しかし、今協議した
ところ10日が締め切りになっている。どなたが何人出てくるかは本日においては、この20分をまず20分として
理解いただき、10日に出た時点での人数によって時間をたとえばそれを30分にするということはある得る、本
日においては20分のなかでご理解をいただき、そして10日以降で1日でも30分でもできるということになれば、
そのような措置で進めていきたいと考えます。ですからもし、20分を想定している質問、30分を想定して
いる質問等があるかと思いますが、その辺は臨機応変にしたいと思います。

〔「了解」と呼ぶものあり〕

○議長（古舘章秀君） それでよろしいですか。

じゃあ、議会運営委員長の方針通りきょうはこの案で進めていただき、10日の結果に基づいて再度判断させ
ていただきたいというふうにしてまいります。よろしくお願いいたします。

この件についてはございませんか。

松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい、確認をさせていただきたいということで、いいと思うんですけども。今回、こ
ういう形で一般質問を取り下げ、やめるという形、やり方というか手法は、今回の6月定例会議のみと伺って
ました。これは私が言うまでもなく議運の皆さんが協議されてると思いますけれども、コロナが感染症拡大防
止含めていろんな影響が出てくるということから、これは第2派、第3派も当然考えられる。そういった想定
の中で、この6月定例会議だけを特例化するということになると思います、同じ状況が発生した時にじゃあ、ま
たどうするのかっていうことが十二分に想定されます。

この一般質問は、私の理解ではですね、行政全般、事務事業全般にわたってですね、個々には限られるん
ですけども、全般にわたって唯一という表現が適切かどうか分かりませんが、議員に認められたチェックまた
は政策提言の場ですから、非常に大事な議会というんですか、議員とすれば大事な機会です。そういったこ
とを仮にですね、9月、12月、第2派、第3派、そういったことが発生した場合にまた同じことが起きる可能性
がですね、私はあり得るのではないかな。この6月定例会議に限ったということを、再確認させていただきたい。

○議長（古舘章秀君） 竹原邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） 前の全協等でもお話をしたと思いますが、一応基本的に6月議会に限るという判断を
いたしております。その理由は前にもご説明しましたように、多分6月定例会議では、一般質問がコロナ感染

症に対する質問がかなり多く出るのではないかとということが一つです。それから二つ目は、6月定例会議の一般質問については、3月議会が終わったばかりですから、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、さほど優先をして他の課題について取り上げるということは、余り想定ができない。つまり9月議会に、6月定例会議でのコロナ以外の質問については、先送りが可能だろうということもあって、6月定例会議については、一般質問を取りやめて、その代わりコロナ感染症にあつては全員協議会の場で市長の出席を求めてやりとりをしましょうと。こういう措置をしたところです。

したがって9月議会等の時期、決算議会でもありますから、その時期にじゃあ一般質問をやめていいのか。これはまた別な観点になるというふうに思いますので、できるだけこれらの判断をしながら、議運とすれば6月定例会については一般質問を取りやめるけれども、9月、12月等のそういった时期的な議会での論戦の場というのもありますから、基本的には一般質問については行うような形で考えていきたい、ただ、こればかりは先が分かりませんから、本当に感染が広がってですね、議会日程も考えていかなければならないという場合も、また改めてその時には皆さんにご相談をさせていただきたいというふうに思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。

〔「意義なし。」「その時に考える。」と叫ぶものあり〕

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。ほかになければ、この件については、これで終わります。

○

説明事項（３） 新型コロナウイルス感染症にかかる常任委員会の調査研究活動の進め方について

○議長（古舘章秀君） 次に、協議事項の３、新型コロナウイルス感染症にかかる常任委員会の調査研究活動の進め方についてを議題とします。

この件につきましては、私から説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症については、市内でもさまざまな影響があらわれており、各議員、各会派が対応していると聞いております。議会においては特別委員会の設置も検討いたしました。問題が広範かつ緊急度もばらつきがあるということで、特別委員会を設置せず、各常任委員会の判断で機動的な対応していただきたいとお願いしてきたところでございます。各委員で課題が決まりまして、今後のことをどう進めるかについて、共通の了解をもちたいという声が聞かれましたので、5月27日の議会運営委員会において今後の調査研究方法を確認いたしました。資料は別添のとおりあるわけですが、資料は常任委員会での政策提言の立案過程を示したものでございます。

今後については、この資料の流れをベースに活動していただきたいと思いますので、各常任委員会ともご承知おきいただきたいと。また、複数の常任委員会にわたる活動が想定される場合など、委員間で調整が必要な場合は、委員長との協議の場を設定できますので、私のほうに申し出ていただければその対応をとりたいと思います。そういったことで、この件についてはそういう形で進んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

松本尚美君。

○17番（松本尚美君） ちょっと確認なんですけれども、流れそのものは理解するんですけれども、この時期ですね。6月から11月、12月から1月、そして2月から、6月の定例会議イメージという表現なんですけれども、これはイメージだと思うんですけれども、これが入っているとどうしても、それに拘束とは言いませんけれども、どうしてもこだわるといふ部分があるですね、あり得るかなという心配もしてるんですね。ですからこれをいつも、これはもう少し柔軟に皆さんが理解して、対応すべきかなというふうに思うんで、イメージといえどそ

れまでなのかもしれませんが、これに6月とか入っちゃってると、そういうなんというんですか、そこはどうでしょう。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会委員長。

○委員長（橋本久夫君） はい、今のご意見の通り柔軟に対応していただきたいと思います。あくまで例というのは、政策立案をする様々なテーマをしばってやっているなかでの進め方の流れを示したものですので、この6月とか12月とか書いてあるのは参考にしないで、今現在協議している早いところもあれば、遅いところもあるかもしれませんが、その辺は臨機応変に順次対応していただければと思っています。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい。わかりました。あとは共有する部分としてですね、それぞれコロナに関してそれぞれ項目が複数あるんですね。コロナ以外の部分も当然日常的な部分もあるかもしれませんが、やはり全ての調査研究が終わってですね、そして課題抽出なり政策提言なり、それぞれがまとまって、複数まとまってということも一つのやり方かなというふうに思うんですが、どうしてもやはりばらつき、日期的に遅い早いも出てくる可能性もですね。ですからそれぞれ委員会の判断で、やはり複数ありますけれども、その実態について先行していくかっていうことはですね、十分考えられると思いますからそういったことも共有していかないといけないと思いますが、そこは確認という意味で。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○委員長（橋本久夫君） 今、松本議員のご発言にあったものは、こちらの方でも確認しておりますので、その都度委員会で決めたものは順次進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい。議長からの説明の中で、複数の委員会にかかわる時に調整という表現で説明がありましたけれども、確かにそれはそれで必要なことだと思います。この所管という一つの壁を、あまりにも意識しすぎてですね、枠というんですかね、そこにこだわりすぎるとなかなかスムーズにいかないケースもありうるかな。全てがバッティングするわけではないんですけども、1部分ですね、バッティングするという、そういった部分も出てきますし、当然所管というのは行政の担当各部、そういったものに左右される。ここはもっと柔軟に場合によっては、複数にまたがるものは、なるだけ早い段階で出していただいて共有して、その中でバッティングするとかしないとか、そういったことが可能な限りないように、調整いかなければならないかなというふうに思われますので、ぜひそこはご理解共有とか、ご理解いただいた中進めなければならないと、意見として申し上げたいんですが。

○委員長（橋本久夫君） 委員会のテーマがもう決まって出されておりましたので、その辺、委員会で議論していただいて、その共有する場としての流れになります。全員協議会の場で隙間を埋めるとかなんとかということで、その流れでの、これが政策提言をする再確認でございましたので、そこは委員会のテーマは示されているので、まずその流れに沿って協議・研究を進めていただければと思います。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 先程の松本議員の発言はですね、総務常任委員長につきの状況になりますけれども、私はええと思って聞いておりました。つまりいわば所管事務という表現になるわけでありますけれども、それぞれ役割分担というものがあるわけですね。そういうのはもっと柔軟に、言葉を変えますと取り崩して、バッティングを認めた上でやろうというのは、ちょっとそれは議論の筋が違ってるかなと思いますし、市の執行組織も

そういった意味では事務分掌を確認して行っておりますので、仮にバッティングするような自体があったとすれば、それは合同常任委員会に対処すれば、合同常任委員会に対処すれば何も問題ないと思いますので。以上、今の松本議員の発言に関連して、私はそういう意見を申し上げます。

○議長（古舘章秀君） そのほかございませんか。

○議長（古舘章秀君） なければこれをもって議員全員協議会を…

○16番（落合久三君） 議長、ひとつ聞いてもいい、これ以外のところで

○議長（古舘章秀君） じゃあ、落合久三君。その他で。

○16番（落合久三君） 資料として議員各位、次長の名前の。市の職員の行動についてというのが資料として出ていますが、事務局からは議員におかれても職員同様慎重に行動されるようお願いするという文書で、とても大事な文書だなと思ったので、一つだけ聞いておきたいのは、3ページ目に市の職員の県外への移動について、5月28日現在こういうふうを考えてますよっていうのが、載っているんですが、常任委員会の通常の各常任委員会の視察・研修にもかかわることなんで聞きたいんですが、ここの中身は市の職員の場合には中身は1ページ目には6月1日から18日までのあいだは首都圏、1都3県と北海道への移動については18日までは慎重に行ってください、6月1日以降は副市長が許可した場合のみ、それ以外の、それ以外というのは首都圏と北海道以外への移動については、5月末までは移動は避ける。終わっていますが。6月1日以降は、各部長が許可した場合可とする云々とあるんですが、我々議会がいろんな意味で自粛もしてきたし、この間の経過そのとおりですが、今後6月、7月、常任委員会の活動として例えば山形に行って急いでこういうことを勉強してきょうとか、そういうのが結構検討課題になって不思議でない。ここいらへんは、この市の職員の移動に関する指針、こういうものに照らした場合に、議会ではどうすべきかっていうのは、議運では議論になっているかどうかも含めて…文書でね、市の職員の規範に基づいてそういうので考えましょうっていうだけでなく、一定の方向性をやっぱりぜひ議論すべきでないかなと思うんですが。

○議長（古舘章秀君） はい。ただいま落合議員から発言がありましたが、この件については私のほうから市の対応について、皆さんにお知らせしておいた方がいいという判断のもとで、事務局の方から皆さんにお知らせいたしました。

この件については、他市町村へ行く場合も受ける側も、私どもの方も今、お断りしている状況ですので、その辺は状況判断しながらやっていかなきゃならないのかなと。そのように思います。ただし個人としていく場合については、私どもが許認可というのはしないと私は思っております。ただ、一応把握の意味で届け出をして、受けて出て行っていただきたい。そして、いずれこの県外移動についての届けだけでよしと、ただし個人行動記録は責任持ってしっかりと、後々の問題がございますので、ここは管理していただきたいなという方向で今後の対応をしていただきたいなと、このように思っております。基本的には議員個人が行く部分については、届け出をして行って、個人行動記録はしっかり確保していただきたいなと、このように思います。

○16番（落合久三君） その他ではあるんですが、要するに議長は言う通りそうだと思うんです。仮に産業建設常任委員会がこういうテーマで山形県に行ったほうがいい、もちろん相手が受け入れる準備等ができるかどうかとか、どういう判断するかっていうのも定かではない。こっちの意向だけで何かことが決まるとは思いませんが、ただそれ基本的に何だ、自粛しようということなのか、今までと違うと思うんです。5月末までと。そこら辺も少し議論をして、指針みたいなものをつくるべきではないかと。そうでないと、なんとなく自粛っていう頭に我々もあるんで、そのことはいいんですが、議会の常任会活動が従来の現状で当面お盆前まではそ

れでいくんだということになるのか。受け入れるだろう、相手が良しとすればいいという判断にするのか。いろんなケースがあると思うんで。常任委員会活動の今後の進め方にもかかわる、多大だ思うのであえて言いました。

○議長（古舘章秀君） はい、今後についてのお尋ねと理解いたしまして、公務についてやはり指針を示すという、欲しいというような要望でありますので、検討し、皆さんにお知らせしたいなと、後日お知らせしたいなというふうに、このように思っております。

松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 検討することは否定しませんし是非やっていただきたい。ただ委員会の研修視察にかかわる部分っていうのはですね、これ早い段階で、年度内やるやらないをはっきり示すべきだと思います。これは10月、11月、12月と引っ張っていくことでなくてですね、第2波、第3波がありうるという前提で、少なくとも会計年度の範囲のなかでは早く実施するしない、これを私は決めるべきだと。これ意見です。

○議長（古舘章秀君） はい、いずれ現時点で指針を示すまでの間は、議長と事務局でその件については、その都度対応していくということ。あと公務については基本的には、7月31日まで市の方でも方向性が示されておりますので、第1段階はそこを目途として、指針を示していきたいというふうに思っておりますので、ご了解のほどお願いします。そのほかございませんか。

熊坂伸子さん。

○7番（熊坂伸子君） 質問なんですけど、議運でいろいろ決めていただいて、基本的に議運の決定は尊重したいなって思ってるんですが、その議運での決め方というか物事の進め方についてちょっと質問したいと思っております。

例えば、きょうの専決処分事項等に関することとかは会派の意見を集約してまた議運でまとめるという手法でしたし、先般の一般質問の取りやめに関しては、代表者会議に諮って議運で決めたという説明がございましたし、また通常の議会日程等は議運のなかだけで決めて私たちに報告していただくというふうに、いろいろな方法があるわけですがけれども、それについては基準というか、何か目安というのがあるのか。委員長、議長のあたりの判断でされているのか、ちょっと質問でございます。

○議長（古舘章秀君） 会派代表者会議、それぞれの部分については、その案件について緊急性を要する場合については、もう答えを示さなければならないという状況で、専決処分についてはそういうことで、皆さんにも報告しましたが、先月末までに市長に回答するという前提がありましたので、皆さんからのご意見もあり戻す、会派代表者会議で決定して何ら問題ないのかなという判断のもとに決定させていただきました。

それぞれの案件について、その都度議運の方にも私の方から要請したり、議運の方で判断していただいたり、という形で現在進めている状況ですので、そして結果については会派の皆さんから報告、結果については会派代表の方からそれぞれの会派に説明をしていただいているものと判断しておりますので、事前に本来であれば会派の皆さんに教えてほしいという趣旨ということだと思んですが、その案件についてはその都度案件に基づいて判断させて、議運で、あるいは会派会議、あるいは全協という段階を踏んできたところでございますのでご理解いただければと思います。

熊坂伸子さん。

○7番（熊坂伸子君） その都度判断というのは、議長の判断ということでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 最終的には私の判断ということになりますので。

熊坂伸子さん。

○7番（熊坂伸子君） それではここからは意見なんですけれども、例えば、緊急性とか重要性とかによって議長が判断されるんだと思うんですけれども、例えばその一般質問の取りやめの件でございますけど、先ほど松本委員もおっしゃったようにこれはとても大きい、議員としては大事な中身でございましたので、基本的に議運の決定は尊重したいなと思っているんですが、とても重要なことなので、できれば各会派で議論するチャンス欲しかったなあという気持ちでございましたので、第2波、第3波のことも先ほど出ましたけれども、ぜひ会派代表者会議のみならず、全員が意見交換できる場があればいいなと思った次第で、これは意見であります。以上です。

○議長（古舘章秀君） はい、意見として受け止めます。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 私の理解する限りでは、議会運営委員会は正式な機関・組織であります。この議会運営を構成する会派も3人以上、そういったルールに基づいて選出して構成しておりますので、ここが最終的には基本的には正式な機関です。会派代表者会議とかですね、そういったものについては、あくまでも意見を聴取する非公式といいますか、まるきり非公式ではないんですけれども、議会運営委員会とは違う組織ですので、これは区別して理解すればいいかなと。議運でもって議論する中で、それぞれの会派の代表の方が議運にいますんで、必要があればそれぞれの会派の代表者から議運で議論しているテーマについて、それぞれがしっかりと意見も含めて意見聴取含めてですね、調整していくと。そして採決の場合は、賛否を問われた場合は、それに基づいて議運で決定していくという流れですね。そう理解していただければいいのかなというふうに思います。どうですか。

○議長（古舘章秀君） 意見として伺っておきます。

ほかにございませんか。なければこれをもちまして、議員全員協議会を終わります。ご苦労さまでした。

午前10時53分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀